

みえ医療福祉生協労組ニュース

発行:みえ医療福祉生協労働組合 発行日 2026年4月27日 No. 245

TEL・FAX:059-264-7288 メール:mieiryohukuseiseikyourouso@gmail.com

4.30 団体交渉!

18:30～病院第1会議室

一人でも多く参加し

現場の声を届けましょう!

オンライン参加の方は Zoom
ミーティングID
830 4545 0033
パスコード
628380

《4月の津支部職場委員会での声(一部)》

- ・病棟の看護師不足が続いています。病床制限が行われましたが、1病棟のみ40→35床に制限されただけで、病床制限の実感が得られません。
- ・病床制限は1病棟だけの話で、包括から退院までの動きは変わりません。包括に送る時にきちんと把握できないまま、ただ業務をこなすことに追われているため、きちんと患者さんをケアすることができません。患者さんの転倒、骨折が何件も起きていて、ケアの質が落ちてきていると感じられます。
- ・病棟では去年の代休が残っています。せめて買い取って欲しい。
- ・放射線技師は、今でも病棟の入浴介助の応援に入っています。
- ・あひる保育所からも病棟応援として入浴介助や、シーツ交換を行っています。
- ・リハビリでは残業が増えています。毎年若い子が辞めていきます。
- ・栄養科も人手不足で、9連勤の人もあります。人がいないので休むわけにはいかない。
- ・通所リハでは病休の人がいて何とか回しています。職員が減っている状況を利用者さんも理解して気を遣わせています。



1分でも遅刻すると、「賃上げ手当」が出ないって知ってましたか!?

国の補正予算による「医療介護支援パッケージによる賃上げ」を、経営側は「処遇改善手当等支給規則」に当てはめました。これにより「支給規則」のルールで、1分でも遅刻があると、その月の手当はまるっと不支給になります。しかし、厚労省通知でこの賃上げの目的は「ベースアップの実施」です。例えば、欠勤・遅刻があっても基本給をまるっと削られることはないですよ。それと同じです。欠勤・遅刻分を不支給にするのは認められても、1ヵ月分を不支給にするのは制度の趣旨に反します。また、処遇改善手当等支給規則にあてはめること自体がまちがっています。



5・1メーデーに
参加しよう!
10時～津観音公園で三重県
中央メーデーがあります。
生協病院の職員は9時15分に病院玄関
集合です。
※メーデーへの参加は勤務扱いです。